都市農村交流等対策整備交付金
特殊自然災害対策整備費補助金
中山間地域等直接支払交付金
農村地域資源等保全推進交付金
農村地域資源等保全整備交付金
多面的機能支払交付金
農村地域防災減災事業費補助
農業競争力強化基盤整備事業費補助
農山漁村活性化対策整備交付金
農山漁村活性化対策推進交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業に係るものを除く。）
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金
農業用施設災害復旧事業費補助
農地災害復旧事業費補助
海岸保全施設等災害復旧事業費補助
農業用施設等災害関連事業費補助
地域再生基盤強化交付金（道整備交付金及び指導監督交付金に限る。）
農業生産基盤保全管理・整備事業費補助
農地等保全事業費補助
障害防止対策事業費補助金
東日本大震災復興推進事業費補助金（大臣官房、農林水産技術会議、林野庁及び水産庁の所掌に係るものを除く。）
農業・食品産業強化対策推進交付金
被災農家経営再開支援交付金
農地・水保全管理支払交付金
国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金
除塩事業費補助
農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助
農業生産基盤保全管理・整備事業調査費補助
農業農村整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号の規定は、平成二十六年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十五年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百九十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄を次のように改める。

食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金
食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金
国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（地域バイオマス支援地区推進事業、飼料生産拠点育成地区推進事業及び飼料生産拠点育成型に係るものに限る。）
二　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（高収益型畜産体制構築事業推進費補助金、遺伝的能力評価推進、新しい評価手法の確立対策及び和牛遺伝資源の有効活用対策に係るものを除く。）
三　持続的酪農経営支援事業推進費補助金
四　学校給食用牛乳等供給推進事業費補助金
飼料自給率向上対策費補助金（飼料生産組織従事者技術向上に係るものを除く。）
牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費補助金（家畜改良推進事業費補助金（遺伝的能力評価推進、新しい評価手法の確立対策及び和牛遺伝資源の有効活用対策に係るものを除く。）に限る。）
牛肉等関税財源飼料対策費補助金（国産粗飼料増産対策事業費補助金及びエコフィード緊急増産対策事業費補助金（食品残さ等飼料化分別普及体制構築事業、飼料化情報公開体制構築事業及びエコフィード生産技術向上支援事業に係るものを除く。）に限る。）
農業経営対策地方公共団体事業費補助金（人・農地問題解決加速化支援事業費補助金及び直接支払推進事業費補助金に限る。）
農山漁村六次産業化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　六次産業化ネットワーク活動推進事業に係るもの
二　輸出に取り組む事業者向け事業に係るもの（地域規模団体支援に係るものに限る。）
三　農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業に係るもの（農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業費に限る。）
四　バイオ燃料生産拠点確立事業に係るもの
五　地域バイオマス産業化支援事業に係るもの（地域段階に係るものに限る。）
六　食品ロス削減等総合対策事業に係るもの（フードバンク活動等の推進事業及びエネルギー化と肥料化の食品リサイクルループ構築事業に係るものに限る。）
農山漁村六次産業化対策整備費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　六次産業化ネットワーク活動整備事業に係るもの
二　地域バイオマス産業化整備事業に係るもの
農山漁村六次産業化対策推進交付金
農山漁村六次産業化対策整備交付金

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号の規定は、平成二十六年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十五年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。